

日本火薬工業会における火薬類保安に関する取り組み

平成 26 年 3 月 20 日

日本火薬工業会

1. 日本火薬工業会の団体概要**＜目 的＞**

火薬工業の発達に必要な事項について調査研究し、業界の公正な意見を明らかにすると共に、会員相互の親睦、連絡及び啓発を図り、会員の事業に共通の利益を増進し、本工業の健全なる発展を計る事を目的とする。

＜事業の概要＞

- 業界の意見を取りまとめ、関係機関に意見具申すること
- 火薬類及びその原材料の品質の改善、規格の改良に努めるよう推進し、生産若しくは流通の能率向上を図ること
- 火薬類の保安に関する教育及び啓蒙に努め、保安思想の普及を図ること等

＜所 在 地＞

東京都港区麻布台 2－3－22 一乗寺ビル 3 階 A

＜会 員＞

正会員：11 社 準会員：16 社

会 長：富沢 満（日本カーリット㈱ 代表取締役社長）

2. 日本火薬工業会における取り組み**（1）事故事例及び安全活動の共有**

- ①各社の事故及びヒヤリハット事例を収集・分析、会員に共有。
- ②産業火薬類の製造中の事故を集約・分析し機関誌で公表。
- ③会員各社の安全活動の取り組みの紹介・意見交換の場を設置。

＜平成 25 年のテーマ＞

- －ベテラン技術者の退職による保安技術伝承対策（7 月）
- －震災・防災対応（12 月）

（2）火薬類製造保安責任者研修会

製造保安責任者の保安知識及び意識の向上を目的に、会員各社の工場（持ち回り）で開催（年 2 回）。

＜平成 25 年の活動内容＞

- －保安体制の勉強会（5 月）
- －顕在及び潜在事故、火薬技術に関する勉強会（11 月）

(3) 労使保安懇談会

労組役員と会社側安全管理部門で、テーマを決め、双方から保安に対する取組を発表し、意見交換。

＜平成25年のテーマ＞

- ・ 定期自主検査の実施方法
- ・ 廃棄処理作業の安全化の方策
- ・ 製造現場の変更管理の実施方法

(4) 合理的な規制に向けた検討

会員各社からの技術基準改正に係る要望について、安全性と合理性について検討。当該検討を踏まえ妥当と認められたものは、経済産業省へ要望。

＜要望事例＞

- ①自動車用エアバッグガス発生器製造のための「危険工室の定員や停滞量」の規制緩和
→経済産業省告示第119号（平成16年3月31日付）
- ②火薬類の製造施設の「軽微な変更の工事」の適用範囲の拡大
→平成18年経済産業省令第27号（平成18年3月31日付）

3. その他について

(1) 出版物について

火薬類の取扱者や行政の保安担当者等に向けて、火薬類取締法令及び火薬類の取扱いについて理解する上で参考となるような書籍を発行。

- ・ 火薬類取締法令集：火薬類取締法に関わる法令を収録
- ・ 火薬類取締法令の解説：火薬類取締法令の各条の逐条解説
- ・ 火薬学：火薬類の初心者に対する技術解説書
- ・ 火薬類製造所における保安指針：火薬類取締法の手続きマニュアル

(2) 次世代の火薬類の研究者の育成

火薬類の研究者に対する助成事業を実施している（公財）火薬工業技術奨励会の活動に対し、（一般社）火薬学会と共に支援を実施。